

次年度の主な事業概要 (案)

(仮称) 栗東市中小企業求人情報発信支援事業補助金制度

1. 背景と目的

市内中小企業者に対して、経営の継続と安定化への支援とその事業活動に必要な人材を安定的に確保するために求人情報等を掲載する際に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業者における安定的な雇用の確保を促進し、市内の中小企業等の振興を図ることを目的とする。

2. 主な内容

対 象 者	(1) 栗東市内に店舗・工場・事業所・事務所・支店を有する、中小企業等経営強化法第 2 条第 2 項に規定する中小企業等 または、市内で起業、新規出店を予定している者で、事業完了日までに上記の要件を満たす者 (2) 市区町村民税を完納していること。
対 象 事 業	令和 6 年 4 月 1 日～12 月中旬までに、人材確保のために実施した事業。(例：求人広告掲載 (ウェブサイト含む) に係る掲載料、就職イベント (合同説明会))
補 助 率	補助対象経費の 2 分の 1 以内 (上限 10 万円)
申 請 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 12 月中旬頃 (予定)
対 象 経 費	事業に係る経費のうち、2 分の 1。(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

3. 予算

<事業費>

4, 000 千円

(補助金：100 千円×40 者)